

○ 農業水利施設保全合理化事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第1932号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 事業の内容</p> <p>1 要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業（以下「指導事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 農地集積促進事業の啓発普及</p> <p>(2) 農地集積促進事業の実施状況の確認及び報告</p> <p>(3) 農地集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整</p> <p>(4) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う調査・調整事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）又は市町村が行う<u>中心経営体農地集積促進事業</u>（要綱別表の区分の欄の2の<u>事業種類の欄</u>の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）若しくは耕地利用高度化推進事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>中心経営体農地集積促進事業</u>は、<u>中心経営体</u>への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。</p> <p>6～12 （略）</p> <p>第4 事業の実施手続き</p> <p>要綱第5の事業採択申請書は別記様式第1号、事業採択通知書は別記様式第2号によるものとする。</p> <p>第7 助成</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>中心経営体農地集積促進事業</u>の助成は、5の限度額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までに行うものとする。</p> <p>5 <u>中心経営体農地集積促進事業</u>の助成の限度額は、農業水利施設等整備事業の総事業費に<u>次に掲げる</u>助成割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(1) 中心経営体農地集積率が35%以上45%未満の場合にあつては、0.035</u></p> <p><u>(2) 中心経営体農地集積率が45%以上55%未満の場合にあつては、0.045</u></p> <p><u>(3) 中心経営体農地集積率が55%以上65%未満の場合にあつては、0.055</u></p> <p><u>(4) 中心経営体農地集積率が65%以上75%未満の場合にあつては、0.065</u></p> <p><u>(5) 中心経営体農地集積率が75%以上の場合にあつては、0.075</u></p>	<p>第2 事業の内容</p> <p>1 要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業（以下「指導事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 農地集積促進事業の啓発普及</p> <p>(2) 農地集積促進事業の実施状況の確認及び報告</p> <p>(3) 農地集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整</p> <p>(4) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う調査・調整事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）又は市町村が行う<u>高度経営体農地集積促進事業</u>（要綱別表の区分の欄の2の<u>事業の種類</u>の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）若しくは耕地利用高度化推進事業（要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>高度経営体農地集積促進事業</u>は、<u>高度経営体の育成及び高度経営体</u>への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。</p> <p>6～12 （略）</p> <p>第4 事業の実施手続き</p> <p><u>1 要綱第5の事業採択申請書は別記様式第1号、事業採択通知書は別記様式第2号によるものとする。</u></p> <p>第7 助成</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>高度経営体農地集積促進事業</u>の助成は、5の限度額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度から整備計画に定める目標年度までに行うものとする。</p> <p>5 <u>高度経営体農地集積促進事業</u>の助成の限度額は、農業水利施設等整備事業の総事業費に<u>以下の</u>助成割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(1) 高度経営体面的集積向上率を用いた場合</u></p> <p><u>ア 高度経営体面的集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.020</u></p> <p><u>イ 高度経営体面的集積向上率が20%以上27.5%未満の場合にあつては、0.030</u></p> <p><u>ウ 高度経営体面的集積向上率が27.5%以上35%未満の場合にあつては、0.040</u></p> <p><u>エ 高度経営体面的集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.050</u></p> <p><u>オ 高度経営体面的集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.060</u></p> <p><u>カ 高度経営体面的集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.070</u></p> <p><u>キ 高度経営体面的集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.075</u></p> <p><u>(2) 高度経営体集積向上率を用いた場合</u></p> <p><u>ア 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020</u></p> <p><u>イ 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025</u></p> <p><u>ウ 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030</u></p>

6 (略)

第9 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

1 (略)

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

3 (略)

4 (削除)

4 (略)

第10 継続地区に係る特例

「農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正について」（平成26年2月6日付け25農振第1892号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱第5に基づき、平成25年度補正予算（第1号）の成立日前に採択された地区又は平成26年度採択を希望して平成25年11月末日までに事業採択申請書等を提出した地区にあっては、第7の規定にかかわらず、「農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正（平成26年2月6日付け25農振第1893号農村振興局長通知）による改正前の高度経営体農地集積促進事業の助成の限度額とすることができる。」

附則 農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次

エ 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.035

オ 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあっては、0.040

カ 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあっては、0.045

キ 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあっては、0.05

6 (略)

第9 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

1 (略)

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（5に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

3 (略)

4 高度経営体 次に定めるいずれかの基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。

(1) 一定規模（都府県にあっては4ヘクタール、北海道にあっては10ヘクタール）以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用（その耕作の業務の対象となる農地のうちに、農地法第32条の規定による農業委員会からの通知を受け、かつ、同法第33条の期限内に農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。）し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

(2) 市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範（環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。）を遵守する認定農業者

(3) 特定農業団体等であって、7ヘクタール（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域にあっては、4ヘクタール）以上の経営等農用地を集積する者

(4) 品目別経営安定対策の対象者（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号の要件を満たす者及び同規則第43条第2号の要件を満たす者をいう。）

(5) その他市町村長が特に認める担い手

5 (略)

【新設】

【新設】

官依命通知)に基づき平成26年度採択を希望し、平成25年11月末までに事業採択申請書等を提出した地区については、第5の事業採択申請書等が提出されたものとみなす。

(別記様式第1号)
番 号

年 月 日

北海道にあっては北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名 印

農業水利施設保全合理化事業採択申請書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第5の1の規定により、下記の通り平成〇〇年度新規事業を実施したいので採択されたく、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 計画等
2. その他

記

都道府県名	事業実施主体	地区名	所在地	総事業費	備考
				百万円	

(別記様式第1号)
番 号

年 月 日

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名 印

農業水利施設保全合理化事業採択申請書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第5の1の規定により、下記の通り平成〇〇年度新規事業を実施したいので採択されたく、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 計画等
2. その他

記

都道府県名	事業実施主体	地区名	所在地	総事業費	備考
				百万円	

(別記様式第3号)

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1～3 (略)

4 担い手への農用地集積計画

区分	農用地面積	担い手の利用	担い手の利用				農用地面積に占める担い手の利用集積率
			担い手の所	担い手の使	担い手の基	担い手の利	

(別記様式第3号)

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1～3 (略)

4 担い手への農用地集積計画

区分	農用地面積 (ha)	担い手の所有面積	担い手への使用収益権面積(ha)				担い手への基幹ほ場3作業	担い手の利集積	農用地面積に占める担い手
			経営基	農地法	その他	計			

	(ha)	集積面積 (ha)	有面積 (ha)	用収益権面積 (ha)	幹3作業受託面積 (ha)	(%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	B/A
事業実施前						
計画						
〇〇年度まで						

上段 (): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 整備計画等目標年度

5~6 (略)

7 中心経営体への農地集積計画

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の利用集積面積 (ha)				中心経営体集積率 (%)	助成割合 (%)
		中心経営体の所有面積 (ha)	中心経営体の使用収益権面積 (ha)	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha)	中心経営体集積率 (%)		
	A	B=C+D+E	C	D	E	B/A	
事業実施前 (〇年度)							
整備事業完了時 (〇年度)							
要件達成確認時 (〇年度)							
目標年度 (〇)							

	(ha)	盤強化法の賃借権設定	第3条による賃借権設定		受託面積 (ha)	面積 (ha)	への利用集積率 (%)
	A	B		C	D	$\frac{E}{B+C+D}$	$\frac{E}{A}$
事業実施前 (〇年度)							
整備事業完了時 (〇年度)							
目標年度							

5~6 (略)

【新設】

年度) _____

注1：要綱別表の区分の欄の2の(2)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。
 注2：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(別記様式第13号)

番 号
年 月 日

北海道にあっては北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長
 農林水産省〇〇農政局長
 内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名 印

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 整備事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の名称を記入する。

(2) 農地集積促進事業の実施状況

事業名	事業主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考

(別記様式第13号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長

{ 国土交通省北海道開発局長 經由
 内閣府沖縄総合事務局長
 農林水産大臣 殿 }

都道府県知事名 印

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

農業水利施設保全合理化事業実施要綱第10の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 整備事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の名称を記入する。

(2) 農地集積促進事業の実施状況

事業名	事業主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考

				(千円)	
--	--	--	--	------	--

				(千円)	
--	--	--	--	------	--

注1：農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注1：農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、要綱別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 担い手への農用地集積の実績

区分	農用地面積 (ha)	担い手の利用 集積面積 (ha)	担い手への使用収益権面積 (ha)			農用地面積に 占める担い手 の利用集積率 (%)
			担い手の所 有面積 (ha)	担い手の使 用収益権面 積 (ha)	担い手の基 幹3作業受 託面積 (ha)	
	A	B=C+D+E	C	D	E	B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(2) (略)

2 事業達成状況

(1) 担い手への農用地集積の実績

区分	農用地 面積 (ha)	担い手 の所有 面積 (ha)	担い手への使用収益権面積 (ha)				担い手へ の基幹ほ 場3作業 受託面積 (ha)	担い手 への利 用集積 面積 (ha)	農用地面 積に占め る担い手 への利用 集積率 (%)
			経営基 盤強化 法の賃 借権設 定	農地法 第3条 による 賃借権 設定	その他	計			
	A	B				C	D	$\frac{E}{B+C+D}$	$\frac{E}{A}$
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	() G1
増加ポ イン G1-F									()
〇〇年度 ま で									G2
増加ポ イン ト G2-F									

(2) (略)

(3) 中心経営体への農地集積の実績

【新設】

区 分	農用地面積 (ha)	中心経営体	中心経営体	中心経営体	中心経営体	中心経営体 集積率(%)	助成割合 (%)
		の利用集積 面積(ha)	の所有面積 (ha)	の使用収益 権面積 (ha)	の基幹3作 業受託面積 (ha)		
	A	$B=C+D+E$	C	D	E	B/A	
事業実施前							
計 画	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度ま で							

注1：中心経営体農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：複数の中心経営体を育成している場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。